

Ⅲ. 学位取得

III-1. 学位論文研究に関わる報告書の提出

(1) 学生による学修進捗報告書の提出

学生は、各学期において、学修の進捗状況を主指導教員と副指導教員に説明・報告し、適切な指導と助言を受ける。その内容を学修進捗報告書にまとめ、学務担当事務を通して教務委員会へ提出する（本人が独自に作成し、指導教員を経ずに直接提出すること）。

(2) 主指導教員による研究指導報告書の提出

主指導教員は学期毎に学生の指導方針に関して副指導教員と協議し、指導方針や方法などの点検や見直しをする。その内容を研究指導報告書に記載し、学務担当事務を通して教務委員会へ提出する。教務委員会は学修進捗報告書と研究指導報告書を対応させ、当該学生における博士論文指導が適切に行われているかどうかを点検する。

III-2. 修了要件および学位判定・授与

(1) 修了要件と学位判定・授与の概要

1. 博士課程修了によるもの（課程博士）

本研究科博士課程に3年以上在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文及び必要な書類を専攻長に提出し、審査委員会による審査及び最終試験に合格したものに学位を授与する。

2. 学位論文提出によるもの（論文博士）

上記のほか、博士の学位は、学位論文及び必要な書類を大学長に提出し、審査委員会による審査及び最終試験に合格し、かつ、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者にも授与することができるものとする。

3. 学位判定・授与の概要

授与する学位は博士（学術）とする。提出された学位論文は、次に掲げる（2）学位授与方針および（3）学位評価基準に基づき、審査委員会が審査を行い、専攻会議で可否を判定する。したがって、学生は、学位論文の作成や公開審査会の発表に際しては、学位授与方針や評価基準を熟読し十分に理解した上で、指導教員とも十分に議論しながら、作業を進める必要がある。

なお、学位論文提出に関わる具体的な手続きや、提出後の論文の修正などについては、本履修案内に掲載されている、学位論文審査などに関する実施要項やその取扱い申合せを参照すること。

(2) 学位授与方針

1. 課程博士

高知大学大学院総合人間自然科学研究科の定める在学期間を満たし、黒潮圏総合科学専攻のカリキュラムポリシーにより配置された科目群から所定の単位を修得し、専攻の理念や目的に沿った研究指導を受け、かつ所定年限内に専攻が行う学位論文の審査及び試験に合格し、課程を修了するものに学位を授与する。学位論文審査及び試験をととして、専攻のディプロマポリシーを満たす能力や学識を身につけていることを確認する。

2. 論文博士

黒潮圏総合科学専攻の定める論文提出の資格要件を満たし、専攻の理念や目的に沿った研究活動を行い、かつ専攻が行う学位論文の審査及び試験に合格したものに学位を授与する。専攻のディプロマポリシーに準じて、本専攻の学位授与者として、高度な専門業務に従事するために必要な能力とその基盤となる学識を身につけていることを確認する。

3. 学位審査の透明性、公平性、厳格さの担保

学位論文審査は、主査を主指導教員とし、副査は2名以上の副指導教員及び必要に応じて他専攻や他大

学等から選任し、次項の基準にもとづいて審査することにより、学位審査の透明性、公平性、厳格さを担保し、学位論文が国内外から認められるレベル・質であることを保証する。

(3) 学位論文に関わる評価基準

黒潮圏総合科学専攻の学位論文は、以下の 1)～13) の基準に従って評価し、審査を行う。

1. 研究課題、目的、意義

- ・研究課題や目的は、黒潮圏総合科学専攻の理念や目的に沿ったものであること。
- ・関連する研究分野の先行研究などと比較して新規性が認められ、当該研究分野の発展に貢献できること。
- ・学際的・国際的視野から、黒潮圏諸地域における自然環境と調和のとれた持続型社会の構築に貢献できる知見や、黒潮圏科学の発展に貢献できる知見などを提供できること。

2. 参考論文

- ・学位論文は、課程博士においては 1 編以上の参考論文、論文博士においては 3 編以上の参考論文を中心に構成されていること。参考論文とは、「高知大学大学院総合人間自然研究科黒潮圏総合科学専攻学位審査等に関する実施要項」取り扱い申し合わせにより定められた学位論文の研究を行う上で重要な論文、又は学位論文の主要な部分に関する論文をいう。

3. 論文題目

- ・学位論文全体としての研究課題や目的、内容を十分に反映し、重要かつ適切なキーワードを含んでいること。

4. 要旨

- ・学位論文全体としての研究課題に関する背景や研究目的、研究計画や方法が簡明に記述されていること。
- ・主要な知見が適切に記述されていること。
- ・研究課題全体に関わる結論が簡明に示されていること。

5. 章や節の構成

- ・学位論文は、論理的な流れに沿って章や節に分けられ、適切に構成されていること。
- ・適切な目次を付すこと。

6. 序論

- ・研究課題に関連する背景と問題点、仮説などが、当該学術分野の論文に必要なスタイルに則って明確に論じられていること。
- ・研究目的が論理的に導き出され、かつ明確に示されていること。さらに研究目的は、研究計画や方法、得られた知見及び結論と対応していること。
- ・先行研究との比較により、当該研究の位置づけや、意義、特色、新規性が明確に示されていること。
- ・文献や統計情報などが適切に引用されていること。

7. 材料・資料と分析方法

- ・研究計画は、研究目的を達成できるように策定されていること。
- ・材料あるいは資料と分析方法が正確に記述され、その学術的妥当性が示されていること。
- ・記述された材料あるいは資料と分析方法により、他者による検証が可能であること。
- ・適切な分析方法が用いられていること。
- ・材料あるいは資料や分析方法に関わる文献が適切に引用されていること。

8. 結果の分析、解釈、議論

- ・研究目的を達成する上で必要な分析結果が得られていること。
- ・データや結果は、統計的手法など当該学術分野で必要とされる手法により適切に分析され、論理的に解釈され、議論されていること。
- ・図表や写真などが適切に配置され、使用されていること。図表や写真のタイトルはその内容を簡潔かつ的確に説明するものであること。また、表や写真は印刷時に鮮明であること。
- ・結果の解釈や議論の展開に必要な文献が、適切に引用されていること。

9. 結論

- ・結果の解釈や議論についての総合的な考察により、研究課題や目的に対する回答が結論として論じられていること。
- ・研究目的がどの程度まで達成されたのかについて論じられていること。
- ・未解明として残された点や今後の課題などについて論じられていること。
- ・得られた知見が、当該学術分野においてどのように貢献できるのかについて論じられていること。
- ・他に、特筆すべき成果や、得られた知見により貢献できる分野等があれば、それらについて記述されていること。

10. 文中の引用および引用文献リスト

- ・文献を引用した場合は、著者や出版年などの情報が文中に明示されていること。
- ・フォーマットが統一されていること。
- ・抜け落ちなどの誤りがないこと。

11. 参考論文などのリスト

- ・学位論文を構成する参考論文や関連する学会等での発表のリストを目次のあとに付すこと。

12. 文章の体裁、表現、語句など

- ・学位論文全体を通して統一されたスタイルで構成されていること。
- ・ページ、章や節、図表や写真などの番号は、統一的に付され、誤りのないこと。
- ・日本語で学位論文を作成する場合は、英文題目および要旨が併記されていること。なお、図表や写真のタイトルや説明文は、英文で作成されているか、和文と併記されていることが望ましい。（歴史学や文学など英語の使用が難しい分野は、その限りではない。指導教員の指示に従うこと。）

- ・英語で学位論文を作成する場合は、スペルミスや文法上の誤りなどがないこと。学位論文の提出後であっても、ネイティブによる校正を求めることがある。
- ・学術雑誌等に投稿論文等として掲載されている箇所は、著作権に十分留意し、投稿時の著者最終稿等を使用すること。

13. 公開審査会における発表

- ・学位論文研究の内容が、要旨に沿って明瞭に発表されていること。
- ・スライドなどの資料が適切に作成され、その説明が明瞭かつ的確であること。
- ・質問に対し、的確に回答していること。
- ・発表時間を遵守していること。

III-3. 不正行為への対応

- ・科目の履修や学位論文作成において、データの改ざん、捏造、盗作および剽窃行為などのいかなる不正行為も認めない。不正行為が判明した場合は、諸規則に従い迅速かつ厳正な処置を講ずる。
- ・学位授与後においても、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明した時、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、高知大学学位規則第 19 条により学位の授与は取り消される。

III-4. 高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程

黒潮圏総合科学専攻学位論文審査等に関する実施要項

制定 平成 20 年 4 月 1 日

黒潮圏総合科学専攻会議

最終改正令和 5 年 4 月 26 日

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要項は、高知大学学位規則（以下「学位規則」という。）及び高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻規則（以下「専攻規則」という。）第 16 条の規定に基づき、高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻（以下「専攻」という。）において実施する学位論文審査並びに最終試験及び学力の確認等に関し、必要な事項を定める。

(学位)

第 2 条 専攻において授与する学位は、博士（学術）とする。

第 2 章 課程の修了による学位授与のための学位論文審査及び最終試験

(学位論文の提出の時期)

第 3 条 学位規則第 3 条第 4 項の規定に基づいて学位の授与を受けようとする者（以下「課程博士申請者」という。）は、在学中に学位論文を提出するものとし、提出時期は、最終年次における第 8 条に規定する期日とする。

- 2 高知大学学則第 73 条ただし書きに規定する優れた研究業績をあげた者と判定された課程博士申請者の提出時期については、その都度、専攻会議が定める。
- 3 高知大学学則第 26 条に規定する長期履修学生と認定されている課程博士申請者の提出時期については、最終履修年次における第 8 条に規定する期日とする。
- 4 前 2 項に掲げるもののほか、専攻会議が教育上やむを得ない事由があると認める場合には、当該課程博士申請者の提出時期について、その都度、専攻会議が定める。

(予備審査)

第 4 条 課程博士申請者は、予め専攻会議が行う予備審査に合格しなければ学位論文を提出することができない。

- 2 予備審査は、学位論文提出の資格（10 単位以上の修得）、専門的学識、発表論文及び国際会議等での発表の有無等に関し審査する。

(予備審査の手続き)

第 5 条 予備審査は、第 1 期及び第 2 期の年 2 回実施し、それぞれの申請期限は、次の各号に掲げる期日とする。ただし、第 3 条第 2 項及び第 4 項に規定する者の申請期限は、その都度、専攻会議が定める。

- (1) 第 1 期申請期限 4 月 30 日（休日のときは前平日）
- (2) 第 2 期申請期限 10 月 31 日（休日のときは前平日）

- 2 課程博士申請者は、別に定めるところにより、次の各号に掲げる書類を前項の申請期限までに、主指導教員を経て、専攻長に提出しなければならない。

(1)	学位論文審査願（様式 1）	1 部
(2)	学位論文概要（様式 2）	4 部
(3)	論文等目録（様式 3）	4 部
(4)	国際会議等での発表（様式 4）	1 部
(5)	参考論文	各 4 部
(6)	履歴書（様式 5）	1 部
(7)	承諾書（様式 19）	各 1 部
(8)	掲載予定証明書（任意様式）	各 1 部

（予備審査委員会）

第 6 条 専攻長は、前条の書類を受理した場合は、直ちに、3 名以上からなる予備審査委員会を設置しなければならない。

- 2 予備審査委員会は、主指導教員を含めて組織する。
- 3 予備審査委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選とする。

（予備審査の結果）

第 7 条 予備審査委員会委員長は、第 4 条に規定する審査を実施し、その結果を予備審査結果報告書（様式 6）により、専攻長に報告しなければならない。

- 2 専攻長は、専攻会議の議に基づき予備審査の結果を文書により課程博士申請者に通知しなければならない。
- 3 予備審査の結果は、原則として、予備審査の直後に行われる当該期の学位論文審査の申請にのみ有効とする。

（学位論文提出）

第 8 条 第 4 条に規定する予備審査に合格した課程博士申請者は、次の各号に掲げる書類を第 1 期申請者は 6 月 15 日（休日のときは前平日）までに、第 2 期申請者は 12 月 15 日（休日のときは前平日）までに、主指導教員を経て、専攻長に提出しなければならない。

- | | | |
|-----|---------------|-----|
| (1) | 学位論文（正） | 1 部 |
| (2) | 学位論文（副） | 3 部 |
| (3) | 学位論文の要旨（様式 7） | 4 部 |

（審査委員会）

第 9 条 専攻長は、前条の書類を受理したときは、専攻会議に審査を付託する。

- 2 専攻会議は、主査 1 名、副査 2 名以上からなる審査委員会を設置する。
- 3 主査は、主指導教員をもって充て、副査は、副指導教員 2 名以上を含むものとし、加えて外部審査委員として他の専攻の教員、他の大学院又は研究所等の教員等に委嘱することができる。
- 4 審査委員会に委員長を置き、委員長は主査をもって充てる。

（学位論文の公開の審査会）

第 10 条 審査委員会は、学位論文審査の一部として、公開の審査会（以下「公開審査会」という。）を開催するものとする。

- 2 審査委員会は、公開審査会の開催日程等を、原則として開催日の 1 週間前までに課程博士申請者に通知

しなければならない。

(学位論文審査及び最終試験)

第 11 条 審査委員会は、学位論文審査及び最終試験を行い、その結果を審査結果報告書(様式 8)、学位論文審査結果の要旨(様式 9)及び最終試験結果の要旨(様式 10)により、専攻長に報告しなければならない。

2 最終試験は、提出論文の内容を中心として、これに関連ある基礎及び専門科目の学識や外国語能力等について試問により行う。

(学位授与の議決等)

第 12 条 専攻会議は、前条第 1 項の報告に基づき学位を授与すべきかを議決する。

2 前項の議決を行うには、専攻会議構成員の 3 分の 2 以上が出席し、かつ、出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

3 専攻長は、第 1 項の議決の結果を研究科長に文書で報告しなければならない。

(学位論文の公表)

第 13 条 博士の学位を授与された者は、当該学位論文を P D F 形式で専攻長に提出し、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、学位論文の全文を高知大学学術情報リポジトリで公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、審査委員会の議を経て専攻長の承認を受け、全文の内容を要約したものをもって、学位論文の公表に代えることができる。ただし、やむを得ない事由が無くなった場合には、専攻長に申し出た後、当該学位論文の全文を公表しなければならない。

第 3 章 論文提出による学位授与のための学位論文審査及び学力の確認

(論文提出の資格要件)

第 14 条 学位規則第 3 条第 5 項の規定により学位論文を提出して学位の授与を受けようとする者(以下「論文博士申請者」という。)は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 専攻に 3 年(長期履修学生にあつては、標準修業年限を超える計画的履修が認められた年数)以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、退学した者

(2) 大学を卒業した後、8 年以上の研究経歴を有する者

(3) 大学院の修士課程を修了した後、5 年以上の研究経歴を有する者

(4) 博士課程を中途退学した後、[(標準修業年限－在学期間) × 2] 年以上の研究経歴を有する者

(5) 専攻会議において、前各号に掲げる者と同等以上の研究経歴を有すると認められた者

2 前項の研究経歴とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 大学又は短期大学の職員として研究に従事した期間

(2) 大学又は大学院の研究生として研究に従事した期間

(3) 大学院の学生として在学した期間

(4) 官公庁、会社等において研究に従事した期間

(5) その他、専攻会議において前各号と同等以上と認める研究に従事した期間

(予備審査)

第 15 条 論文博士申請者は、予め専攻会議が行う予備審査に合格しなければ学位論文を提出することがで

きない。

2 予備審査は、専門的学識、発表論文及び国際会議等での発表の有無等に関し審査する。

(予備審査の手続き)

第16条 論文博士申請者は、予め専攻を担当する教員のなかから学位論文の内容に関係の深い学術領域の教授等を推薦教員として決めなければならない。

2 論文博士申請者は、別に定めるところにより、次の各号に掲げる書類を、推薦教員を経て専攻長に提出しなければならない。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 学位論文審査願（様式11） | 1部 |
| (2) 学位論文概要（様式12） | 4部 |
| (3) 論文等目録（様式3） | 4部 |
| (4) 国際会議等での発表（様式13） | 1部 |
| (5) 参考論文 | 各4部 |
| (6) 履歴書（様式5） | 1部 |
| (7) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書 | 1部 |
| (8) 研究経歴に関する証明書（様式20） | 各1部 |
| ※第14条第1項第1号に規定する者は除く。 | |
| (9) 承諾書（様式19） | 各1部 |
| (10) 掲載予定証明書（任意様式） | 各1部 |

3 前項の書類は、随時受付けるものとする。

(予備審査委員会)

第17条 専攻長は、前条の書類を受理した場合は、直ちに、3名以上からなる予備審査委員会を設置しなければならない。

2 予備審査委員会は、推薦教員を含めて組織する。

3 予備審査委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選とする。

(予備審査の結果)

第18条 予備審査委員会委員長は、第15条に規定する審査を実施し、その結果を予備審査結果報告書（様式14）により、専攻長に報告しなければならない。

2 専攻長は、専攻会議の議に基づき予備審査の結果を文書により論文博士申請者に通知しなければならない。

(学位論文提出)

第19条 第15条に規定する予備審査に合格した論文博士申請者は、次の各号に掲げる書類に所定の学位論文審査手数料を添え、専攻長に提出しなければならない。ただし、第14条第1項第1号に該当する者で、退学の日から1年以内に学位論文を提出する場合は、学位規則第4条第2項により学位論文審査手数料を免除する。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 学位論文（正） | 1部 |
| (2) 学位論文（副） | 3部 |
| (3) 学位論文の要旨（様式15） | 4部 |

(審査委員会)

第 20 条 専攻長は、前条の書類を受理したときは、専攻会議に審査を付託する。

- 2 専攻会議は、主査 1 名、副査 2 名以上からなる審査委員会を設置する。
- 3 主査は、推薦教員をもって充て、副査は、専攻担当教員 2 名以上を含み、加えて外部審査委員として他の専攻の教員、他の大学院又は研究所等の教員等に委嘱することができる。
- 4 審査委員会に委員長を置き、委員長は主査をもって充てる。

(学位論文の公開の審査会)

第 21 条 審査委員会は、学位論文審査の一部として、公開審査会を開催する。

- 2 審査委員会は、公開審査会の開催日程等を原則として開催日の 1 か月前までに論文博士申請者に通知しなければならない。

(学位論文審査及び学力の確認)

第 22 条 審査委員会は、学位論文審査及び学力の確認を行い、その結果を審査結果報告書（様式 16）、学位論文審査結果の要旨（様式 17）及び学力の確認結果の要旨（様式 18）により、専攻長に報告しなければならない。

- 2 学力の確認は、第 11 条第 2 項に規定する最終試験のほか、専攻修了者と同等以上の学力を有することを確認するために専攻学術に関し基礎・専門・外国語等について筆記又は口頭により行う。
- 3 第 14 条第 1 項第 1 号に該当する者で、退学の日から 3 年以内に学位論文を提出した場合は、前項の学力の確認において最終試験以外を免除することができる。
- 4 博士課程の中途退学者、修士課程修了者に対しては、最終試験以外の筆記又は口頭試験の一部を省略することができる。ただし、筆記又は口頭試験を省略する場合は、その学力を証明するに足る資料を必要とする。
- 5 審査委員会は、学力の確認の実施に関し必要な事項を事前に論文博士申請者に通知しなければならない。

(学位授与の議決等)

第 23 条 専攻会議は、前条第 1 項の報告に基づき学位を授与すべきかを議決する。

- 2 前項の議決を行うには、専攻会議構成員の 3 分の 2 以上が出席し、かつ、出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。
- 3 専攻長は、第 1 項の議決の結果を研究科長に文書で報告しなければならない。

(学位論文の公表)

第 24 条 博士の学位を授与された者は、当該学位論文を PDF 形式で専攻長に提出し、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、学位論文の全文を高知大学学術情報リポジトリで公表しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、審査委員会の議を経て専攻長の承認を受け、全文の内容を要約したものをもって、学位論文の公表に代えることができる。ただし、やむを得ない事由が無くなった場合には、専攻長に申し出た後、当該学位論文の全文を公表しなければならない。

第 4 章 雑則

(補則)

第 25 条 この要項の実施に関して、これによりがたい事項が生じたときは、その都度、専攻会議において審議・決定する。

附 則

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 20 年 11 月 26 日から施行し、平成 20 年度入学生から適用する。

附 則

この要項は、平成 23 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 24 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 26 年 4 月 23 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 29 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 5 年 4 月 26 日から施行する。

様式1 (課程博士用)

学位論文審査願

令和 年 月 日

高知大学大学院総合人間自然科学研究科長 殿

高知大学大学院総合人間自然科学研究科
博士課程黒潮圏総合科学専攻

氏 名

⑩

高知大学学位規則に基づき、下記の関係書類を添え、博士（ 学術 ）の学位の授与を申請しますので、御審査くださるようお願いいたします。

記

1	学位論文概要	4	部
2	論文等目録	4	部
3	国際会議等での発表	1	部
4	参考論文	各 4	部
5	履歴書	1	部
6	承諾書	各 1	部
7	掲載予定証明書（必要な場合のみ）	各 1	部

学 位 論 文 概 要

専攻	黒潮圏総合科学専攻	ふりがな 氏 名	印
学位論文題目			

(注) 和文 1,200 字又は英文 300 語程度でまとめること。
学位論文題目は、英語の場合は、その和訳を併記すること。

論文等目録

1 学位論文

(1) 題 目

(2) 著 者

2 参考論文

3 その他の業績

a. 論文

b. 特許・発明等

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名

印

様式4 (課程博士用)

国 際 会 議 等 で の 発 表

専攻	黒潮圏総合科学専攻	ふりがな 氏 名	⑩	
会議名・場所			発表年月日	
題 目				
発表者氏名※1				
概 要				
会議名・場所			発表年月日	
題 目				
発表者氏名※1				
概 要				

※1 「発表者氏名」欄は、主たる発表者にアンダーラインを付すこと。

様式5 (課程・論文博士共通)

履 歴 書

ふりがな 氏 名		男 女	国籍・ 本 籍 (都道府県名のみ記入)	都・道 府・県
年 月 日生 (満 歳)				
現住所	〒 - 電 話 () - E-mail			
学歴 (大学入学から記入する。大学卒業者以外の者は研究科入学前の最終学歴から記入する。)				
年 月 日	事 項			
研 究 経 歴				
年 月 日	事 項			
職 歴				
年 月 日	事 項			
学会及び社会における活動歴				
年 月 日	事 項			
賞 罰				
年 月 日	事 項			

以上のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名 印

予備審査結果報告書

専攻	黒潮圏総合科学専攻	氏名	
学位論文題目			
1 審査の概要			
2 審査結果 合 格 ・ 不合格			
3 予備審査委員会の意見			

以上のとおり学位論文予備審査に関し報告します。

高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻長 殿

令和 年 月 日

学位論文予備審査委員会
委員長
委員
委員
委員
委員

印
印
印
印
印

学 位 論 文 の 要 旨

専攻	黒潮圏総合科学専攻	ふりがな 氏 名	印
学位論文題目			

(注) 和文 5,000 字又は英文 1,500 語程度でまとめること。(A 4 版 5～6 ページ, 図表掲載可)
学位論文題目は、英語の場合は、その和訳を併記すること。

審 査 結 果 報 告 書

専攻	黒潮圏総合科学専攻	氏名	
学位論文題目			
1. 審査結果			
合格 不合格			
(「学位論文の審査」及び「最終試験」の結果は、別添のとおり)			
2. 審査委員会の意見			

以上のとおり学位論文審査に関し報告します。

高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻長 殿

令和 年 月 日

学位論文審査委員会

主査	印
副査	印
副査	印
副査	印
副査	印

論文審査結果の要旨

氏 名				
論 文 題 目				
審査年月日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
審 査 委 員	主査	Ⓔ	副査	Ⓔ
	副査	Ⓔ	副査	Ⓔ
	副査	Ⓔ		
判 定	合 格 ・ 不 合 格			
要 旨				

(注1) A4版2～3ページでまとめること。
最後に「黒潮圏科学」の見地からの評価を記載すること。

(注2) 学位論文の基礎となった主要な学術論文（予備審査申請時に提出した参考論文を含む）の著者名、標題、雑誌名、巻号、出版年、頁などを関連の箇所に明記すること。

最終試験結果の要旨

氏 名				
審査年月日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
審査委員	主査	⑩	副査	⑩
	副査	⑩	副査	⑩
	副査	⑩		
判 定	合 格 ・ 不 合 格			
要 旨				

學位論文審查願

令和 年 月 日

高知大学長 殿

申請者

住所

氏 名

印

高知大学学位規則に基づき、下記の関係書類を添え、博士（ 学術 ）の学位の授与を申請しますので、御審査くださるようお願いします。

記

- | | | | |
|---|---------------------------------------|-----|---|
| 1 | 学位論文概要 | 4 | 部 |
| 2 | 論文等目録 | 4 | 部 |
| 3 | 国際会議等での発表 | 1 | 部 |
| 4 | 参考論文 | 各 4 | 部 |
| 5 | 履歴書 | 1 | 部 |
| 6 | 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書 | 1 | 部 |
| 7 | 研究経歴に関する証明書
(第14条第1項第1号に規定する者は除く。) | 各 1 | 部 |
| 8 | 承諾書 | 各 1 | 部 |
| 9 | 掲載予定証明書(必要な場合のみ) | 各 1 | 部 |

学 位 論 文 概 要

ふ り が な 氏 名	印
学位論文題目	

(注) 和文 1,200 字又は英文 300 語程度でまとめること。
学位論文題目は、英語の場合は、その和訳を併記すること。

国 際 会 議 等 で の 発 表

ふ り が な 氏 名	㊟		
会議名・場所		発表年月日	
題 目			
発表者氏名※1			
概 要			
会議名・場所		発表年月日	
題 目			
発表者氏名※1			
概 要			
会議名・場所		発表年月日	
題 目			
発表者氏名※1			
概 要			

※ 1 「発表者氏名」欄は、主たる発表者にアンダーラインを付すこと。

予備審査結果報告書

氏 名	
学位論文題目	
1 審査の概要	
2 審査結果 合 格 ・ 不合格	
3 予備審査委員会の意見	

以上のとおり学位論文予備審査に関し報告します。

高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻長 殿

令和 年 月 日

学位論文予備審査委員会
委員長
委員
委員
委員
委員

⑩
⑩
⑩
⑩
⑩

学 位 論 文 の 要 旨

ふ り が な 氏 名	⑩
学位論文題目	

(注) 和文 5,000 字又は英文 1,500 語程度でまとめること。(A 4 版 5～6 ページ, 図表掲載可)
学位論文題目は、英語の場合は、その和訳を併記すること。

審 査 結 果 報 告 書

提出者氏名	
学位論文題目	
1. 審査結果	
合格 不合格	
(「学位論文の審査」及び「学力の確認」の結果は、別添のとおり)	
2. 審査委員会の意見	

以上のとおり学位論文審査に関し報告します。

高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻長 殿

令和 年 月 日

学位論文審査委員会

主査	印
副査	印
副査	印
副査	印
副査	印

論文審査結果の要旨

氏 名				
論 文 題 目				
審査年月日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
審 査 委 員	主査	Ⓜ	副査	Ⓜ
	副査	Ⓜ	副査	Ⓜ
	副査	Ⓜ		
判 定	合 格 ・ 不 合 格			
要 旨				

(注 1) A 4 版 2～3 ページでまとめること。
最後に「黒潮圏科学」の見地からの評価を記載すること。

(注 2) 学位論文の基礎となった主要な学術論文（予備審査申請時に提出した参考論文を含む）の著者名、標題、雑誌名、巻号、出版年、頁などを関連の箇所に明記すること。

学力の確認結果の要旨

氏 名				
審査年月日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
審査委員会	主査	Ⓜ	副査	Ⓜ
	副査	Ⓜ	副査	Ⓜ
	副査	Ⓜ		
判 定	合 格 ・ 不合格			
要 旨				

承諾書 (参考論文共著者)
Letter of Consent (from co-author(s) of main papers)

年 月 日
year month day

高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻長 殿

To the Dean, The Graduate School of Integrated Arts and Sciences Doctoral Course Kuroshio Science, Kochi University

共著者氏名 :
Co-Author's Name

所属・職名 :
Affiliation and Post

印
Signature

論文名 :
Title of Paper

著者名 :
Author Name(s)

学術雑誌名 :
Name of Journal

巻, 号, 頁, 発行年 (または印刷予定) :
Vol., No., Page, Year Published (or In Press)

上記論文を, _____ 氏が、高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻へ博士の学位申請の論文として提出することを承諾します。

I hereby give permission to _____ to submit the above paper as one of the requirements for a PhD from The Graduate School of Integrated Arts and Sciences Doctoral Course Kuroshio Science, Kochi University.

なお、当該論文は、学位論文として過去において使用せず、また、将来においても使用しません。
Furthermore, this paper has not been used in the past and will not be used in the future as a part of any other dissertation.

研究経歴に関する証明書

氏 名	
在 職 機 関 名 在 職 期 間	自 年 月 日 ～ 至 年 月 日
研究に従事した 職 部 署 ・ 職 名	
研究従事期間	自 年 月 日 ～ 至 年 月 日
研究従事態様	1 週間平均 時間、 1 日平均 時間
(研究題目・研究内容)	
(研究業績：学会における活動、学会誌への掲載、その他参考事項)	

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

指導者の所属部署、職、氏名

㊞

機関の長又は代表者氏名

㊞

III-5. 「高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程 黒潮圏総合科学専攻学位論文審査等に関する実施要項」 取扱い申合せ

制定 平成 23 年 11 月 16 日

最終改正令和 5 年 4 月 26 日

○第 3 条関係（学位論文の提出の時期）

- （1）論文提出有資格については、修了要件単位 14 単位のうち 10 単位以上履修していること。
- （2）提出時の身分で「在学中」とは、休学、停学中でない状況をいう。

○第 4 条関係（予備審査）

- （1）予備審査の方法は、書類審査のみとする。

○第 5 条関係（予備審査の手続き）

- （1）関係書類は、主指導教員から事務が受取り、予備審査委員会に提出する。
- （2）次の要件を全て満たしていない者については、予備審査を行わない。
 - ① 学位論文提出有資格者として、本専攻に 2 年以上在学し、修了要件単位 14 単位のうち 10 単位以上履修していること（単位の修得状況については事務が予備審査委員会へ報告する）。（平成 22 年 12 月 22 日専攻会議決定）
 - ② 1 編以上の参考論文があること。
 - ③ 国際会議（学会等を含む。）あるいはそれに匹敵する国内会議（学会等を含む。）で、1 回以上の発表を行っていること。
- （3）参考論文について
 - ① 参考論文とは、学位論文の執筆を行う上で重要な論文、又は学位論文の主要な部分に関する論文をいう。

ただし、参考論文が印刷中のものについては、当該学術誌の編集委員会等が発行した掲載予定証明書（任意様式）があれば、公表論文とみなす。

また、掲載予定証明書を予備審査までに提出できない場合は、発行されるまでの間、仮審査として予備審査を行うことができる。ただし、掲載予定証明書の最終提出期限は、公開審査会前日とする。
 - ② 参考論文は、質の高い研究業績で申請者が筆頭著者であり、かつ、公表（論文ならば 受理で可）していること。質の高い研究業績とは、以下のものを指す。
 - a) 複数のレフェリーによる査読システムのある学術論文誌に掲載された論文
 - b) 学術書
 - c) 上記 a) 又は b) の水準に相当すると思われるもの
 - ③ 参考論文は、原則として日本語又は英語とする。この他に研究分野等で特別な理由のある場合は、他の言語の論文を認める場合もある。
 - ④ 参考論文は、過去に申請者以外の学位論文の全部又は一部として使用されていないものとする。

- ⑤ 参考論文が共著である場合、申請者の学位取得のために当該参考論文を提出することについて、共著者全員（予備審査委員会委員及び審査委員会委員が共著者の場合はこれらを除く。）から承諾を得なければならない（様式 19）。ただし、共著者に連絡が付かない等の理由により承諾が得られない場合には、理由書（様式自由とし、申請者が押印又は署名の上、提出するものとする。）の提出によって様式 19 に代えることができる。

○第 6 条関係（予備審査委員会）

- （1）予備審査委員は、主指導教員の推薦に基づき専攻長が委嘱する。

○第 7 条関係（予備審査委員会）

- （1）予備審査結果に係る専攻会議の議決には、予備審査委員の出席を求める。
- （2）最終試験に不合格となった者が、再度、次期又は次々期に学位規則第 3 条第 3 項の規定に基づいて学位の授与を受けようとする場合は、学位論文審査願（様式 1）を提出させ、専攻会議において審査の実施が認められたときは、前回の予備審査の結果を当該期の学位論文審査の申請に有効とすることができる。

○第 8 条関係（学位論文提出）

- （1）学位論文は、主指導教員の承認を得て課程博士申請者が事務所に提出し、事務が審査委員会に提出する。
- （2）事故や災害、病気などの本人の攻めに帰さない理由により提出期限までに学位論文が提出されなかったと専攻長、教務委員長及び主指導教員の協議により認められた場合は、別途提出期限を定めることができるものとする。
- （3）学位論文について
- ① 学位論文は、レフェリーシステムのある学術論文誌に掲載されたもの又は掲載されうるものを基に、独自に作成されたもの 1 編とする。
 - ② 学位論文は、日本語又は英語とする。
 - ③ 学位論文の表紙は、博士論文の表紙に関する注意事項（別紙）に基づき作成するものとする。

○第 9 条関係（審査委員会）

- （1）審査委員は、主指導教員の推薦を参考に専攻会議が委嘱する。

○第 10 条関係（学位論文の公開の審査会）

- （1）公開審査会は、原則として専攻単位で開催する。
- （2）公開審査会は、事故や災害、病気などの本人の責めに帰さない理由により実施できなかったと審査委員長と専攻長の協議により認められた場合、学位授与の議決を行う専攻会議の開催までに別途実施できるものとする。ただし、審査委員長及び専攻長の協議において、公開審査会が適切に開催できると判断された場合に限る。
- （3）公開審査会における発表や質疑応答の状況により、審査委員会が公開審査会を再度実施することが必要であると判断した場合には、専攻会議において了承を得たうえで、学位授与の議決を行う専攻会議の開催までに公開審査会を再度実施できるものとする。ただし、審査委員長及び専攻長の協議において、公開審査会が適切に開催できると判断された場合に限る。

○第 11 条関係（学位論文審査及び最終試験）

- （1）最終試験は、学位規則に則り口頭又は筆答とする。
- （2）最終試験に不合格となった者が、再度、次期又は次々期に学位規則第 3 条第 3 項の規定に基づいて学位の授与を受けようとする場合において、専攻会議において審査の実施が認められたときは、学位論文審査については、前回の結果をもって当該期の審査の結果とすることができる。
- （3）提出された学位論文について、内容の変更あるいは差し替えは認めない。ただし、次のいずれかにおいて、申請者は、論文の内容が大きく変わらない程度の加筆修正をすることができる。論文の内容が大きく変わる場合は、一旦不受理とし、再提出を求める。
 - ① 審査委員会の指示による修正：
 - （ア）審査委員会は、修正の内容について専攻長に報告するとともに、修正期限を専攻長との協議により決定し直ちに申請者に告知する。修正期限は、審査開始から議決を行う専攻会議の日までの間に設定する。
 - （イ）申請者による学位論文の修正後、審査委員会は修正が適切に行われたことを確認し、議決に先立って専攻会議に報告する。
 - （ウ）修正が期限内に終了しなかった場合には、審査委員会は、修正期限の延長（最大でも PDF 形式による論文の提出期限まで）や議決の留保・延期などの措置について、専攻長及び教務委員会と協議する。措置の可否について専攻会議の承諾を得る。
 - ② 申請者自身の判断による修正：字句、誤字、脱字等については、申請者が専攻長に願い出て許可を受けたうえで、PDF 形式による論文の提出期限までは修正することができる。

○第 12 条関係（学位授与の議決等）

- （1）学位審査に係る議決は、専攻会議規則第 5 条第 6 項を適用して、連携大学院客員教員及び審査委員の出席を求める。

○第 14 条関係（論文提出の資格要件）

- （1）必要な研究指導を受けたことの証明は、必要としない。
- （2）（標準修業年限－在学期間）×2 の計算式において在学期間は、半年単位で計算し、端数月は切り捨てる。

○第 15 条関係（予備審査）

- （1）予備審査の方法は、書類審査とする。

○第 16 条関係（予備審査の手続き）

- （1）推薦教員は、専攻専任教員（連携大学院客員教員を含む）で、研究指導担当教員とする。
- （2）次の要件を全て満たしていない者については、予備審査を行わない。
 - ① 3 編以上の参考論文があること。ただし、第 22 条第 3 項の適用を受ける者については、1 編以上とする。
 - ② 国際会議（学会等を含む。）あるいはそれに匹敵する国内会議（学会等を含む。）で、1 回以上の発表を行っていること。

(3) 参考論文について

- ① 参考論文とは、学位論文の研究を行う上で重要な論文、又は学位論文の主要な部分に関する論文をいう。

ただし、参考論文が印刷中のものについては、当該学術誌の編集委員会等が発行した掲載予定証明書（任意様式）があれば、公表論文とみなす。

また、掲載予定証明書を予備審査までに提出できない場合は、発行されるまでの間、仮審査として予備審査を行うことができる。ただし、掲載予定証明書の最終提出期限は、公開審査会前日までとする。

- ② 参考論文は、質の高い研究業績で申請者が筆頭著者であり、かつ、公表（論文ならば 受理で可）していること。質の高い研究業績とは、課程博士の場合に準ずる。
- ③ 参考論文は、原則として日本語又は英語とする。この他に研究分野等で特別な理由のある場合は、他の言語の論文を認める場合もある。
- ④ 参考論文は、過去に申請者以外の学位論文の全部又は一部として使用されていないものとする。
- ⑤ 参考論文が共著である場合、申請者の学位取得のために当該参考論文を提出することについて、共著者全員（予備審査委員会委員及び審査委員会委員が共著者の場合はこれらを除く。）から承諾を得なければならない（様式 19）。ただし、共著者に連絡が付かない等の理由により承諾が得られない場合には、理由書（様式自由とし、申請者が押印又は署名の上、提出するものとする。）の提出によって様式 19 に代えることができる。

○第 17 条関係（予備審査委員会）

- (1) 予備審査委員は、推薦教員の推薦に基づき専攻長が委嘱する。

○第 18 条関係（予備審査の結果）

- (1) 予備審査は、受理した日から 1 ヶ月以内又は受理した翌月の専攻会議までに実施するものとする。

○第 19 条関係（学位論文提出）

- (1) 学位論文は、推薦教員が事務に提出し、事務が審査委員会に提出する。
- (2) 学位論文について
 - ① 学位論文は、レフェリーシステムのある学術論文誌に掲載されたもの又は掲載されうるものを基に、独自に作成されたもの 1 編とする。
 - ② 学位論文は、日本語又は英語とする。
 - ③ 学位論文の表紙は、博士論文の表紙に関する注意事項（別紙）に基づき作成するものとする。
- (3) 提出された学位論文の加筆修正について

提出された学位論文について、内容の変更あるいは差し替えは認めない。ただし、論文の内容が大きく変わらない程度の字句、誤字、脱字等については、専攻長に願い出て許可を受けたうえで PDF 形式による論文の提出期限までは修正することができる。

○第 20 条関係（審査委員会）

- (1) 審査委員は、推薦教員の推薦を参考に専攻会議が委嘱する。

○第 21 条関係（学位論文の公開の審査会）

- (1) 公開審査会は、原則として専攻単位で開催する。

- (2) 公開審査会は、事故や災害、病気などの本人の責めに帰さない理由により実施できなかったと審査委員長と専攻長の協議により認められた場合、学位授与の議決を行う専攻会議の開催までに実施できるものとする。ただし、審査委員長及び専攻長の協議において、公開審査会が適切に開催できると判断された場合に限る。

○第 22 条関係（学位論文審査及び学力の確認）

- (1) 最終試験は、学位規則に則り口頭又は筆答とする。
- (2) 最終試験以外で省略できるものは、外国語とし、学力を証明するに足りる資料は、外国語科目に係る成績証明書とする。
- (3) 提出された学位論文について、内容の変更あるいは差し替えは認めない。ただし、次のいずれかにおいて、申請者は、論文の内容が大きく変わらない程度の加筆修正をすることができる。論文の内容が大きく変わる場合は、一旦不受理とし、再提出を求める。
- ① 審査委員会の指示による修正：
- (ア) 審査委員会は、修正の内容について専攻長に報告するとともに、修正期限を専攻長との協議により決定し直ちに申請者に告知する。修正期限は、審査開始から議決を行う専攻会議の日までの間に設定する。
- (イ) 申請者による学位論文の修正後、審査委員会は修正が適切に行われたことを確認し、議決に先立って専攻会議に報告する。
- (ウ) 修正が期限内に終了しなかった場合には、審査委員会は、修正期限の延長（最大でも PDF 形式による論文の提出期限まで）や議決の留保・延期などの措置について、専攻長及び教務委員会と協議する。措置の可否について専攻会議の承諾を得る。
- ② 申請者自身の判断による修正：字句、誤字、脱字等については、申請者が専攻長に願い出て許可を受けたうえで、PDF 形式による論文の提出期限までに修正することができる。

○第 23 条関係（学位授与の議決）

- (1) 学位審査に係る議決は、専攻会議規則第 5 条第 6 項を適用して、連携大学院客員教員及び審査委員の出席を求める。

以上

博士論文の表紙に関する注意事項

学位論文の表紙

博 士 論 文

論 文 題 目

※英和文どちらも可

令和 年 月

高知大学大学院総合人間自然科学研究科
黒潮圏総合科学専攻

氏 名

- 1 題目は、論文の内容を具体的かつ簡潔に示すものとし、論文が日本語の場合は日本語で、英語の場合は、英語で記載すること。
なお、英語の場合は、題目の下に（ ）書きで和訳を付記すること。
- 2 略語は、題目の中ではごく一般化されたもの以外は原則として使用しないこと。
- 3 副題を付けることは差し支えないが、できるだけ簡潔なものにすること。
- 4 年月は、第1期は「〇〇年9月」と、第2期は「〇〇年3月」とすること。
- 5 第3章該当の場合、研究科名及び専攻名は不要。

III-6. 学位授与後のインターネット公表について

2013年4月に学位規則（昭和28年文部省令第9号）の一部が改正されたことに伴い、高知大学学位規則も改正され、2013年4月以降の博士の学位を授与された方（以下、「学位被授与者」という。）は、学位を授与された日から1年以内に博士論文の全文を「従来の印刷公表」から「インターネットの利用により公表（以下「インターネット公表」という。）」することが義務づけられています。

インターネット公表の具体的な方法については、「当該博士の学位を授与した大学等の機関リポジトリ」による公表を原則とする旨、文部科学省から通知されています。高知大学では、その公表方法を高知大学学術情報リポジトリに掲載することとしています。（※1）

ただし、博士の学位授与者は博士論文の全文が公表できない「やむを得ない事由」（※2）がある場合には、各専攻の判断に基づき研究科長の承認を受けて、全文に代えてその内容を要約したものをインターネット公表することができます。

なお、要約の公表が認められた場合であっても、「やむを得ない事由」がなくなったときは、全文をインターネット公表しなければなりません。

また、要約の公開中においては、求めに応じて博士論文の全文を高知大学図書館、国立国会図書館において閲覧させます。（※3）

閲覧に制限が必要な場合は、「博士論文のインターネット公表（大学リポジトリ掲載）確認書」に理由を記載し、その旨申し出てください。

（※1）

【高知大学学位規則第15条第1項】

博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

（既に公表したときの解釈は機関リポジトリ等での公開を想定しており、オンラインジャーナル等への掲載は該当しない・・・文部科学省の解釈）

【高知大学学位規則第15条第3項】

前2項の公表は、高知大学学術情報リポジトリによるものとする。

【機関リポジトリとは】

教育研究活動によって生産された電子的な知的生産物を保存し、原則的に無償で発信するためのインターネット上の保存書庫のことです。

【高知大学学術情報リポジトリとは】

高知大学の機関リポジトリのことです。

高知大学の教育研究活動から生み出された論文などの学術成果を電子的に保管・公開するシステムであり、インターネットを通じて世界中の誰もが、学術成果をいつでも自由に無料で見られるようにすること（オープンアクセス）を目的に構築されています。

学術雑誌論文、博士論文、紀要論文、会議発表資料など、様々な学術成果（コンテンツ）が登録されており、論文などの全文（フルテキスト）を読むことができます。

(※2)

【「やむを得ない事由」の例】

- ① 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ② 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

など

(※3)

【高知大学学位規則第15条第2項】

前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、研究科長は、当該学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。